

令和8年6月4日

令和8年度住宅ストック循環促進事業
(既存住宅の循環を促進する環境整備事業
(うち住宅履歴情報に係る環境整備事業))
を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局
参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 付

次のとおり、住宅ストック循環促進事業(既存住宅の循環を促進する環境整備事業(うち住宅履歴情報に係る環境整備事業))を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年4月27日～令和8年5月22日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること
- 2) 事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- 3) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- 4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- 6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること

<選定した事業者>

提案者：1者

選 定：株式会社エル・ティー・エス

令和8年6月4日

令和8年度住宅ストック循環促進事業
(消費者保護に関する相談体制の環境整備事業)
を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局
参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 付

次のとおり、住宅ストック循環促進事業(消費者保護に関する相談体制の環境整備事業)を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年4月27日～令和8年5月22日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること
- 2) 事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- 3) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- 4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- 6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること

<選定した事業者>

提案者：4者

選 定：一般財団法人 住まいづくりナビセンター